○北杜市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱

令和６年５月２２日

告示第５０号

（趣旨）

第１条　この告示は、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）した学生の北杜市内への移住を伴う山梨県内就職を支援するため、東京圏内の大学等を卒業等して、北杜市に移住又は移住する見込みの者に対し、山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱に定めるもののほか、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成１６年北杜市規則第５１号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　東京圏　埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

（２）　東京２３区　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８１条第１項に規定する特別区の区域をいう。

（３）　条件不利地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成２２年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少が１０パーセント以上の市町村をいう。

（４）　勤務地限定型社員　転勤する地域が限定されている、北杜市外への転居を伴う転勤がない、又は転勤が一切ない社員をいう。

（交付対象者等）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時において、第１号及び第２号の要件の全てに該当する者又は第３号及び第４号の要件の全てに該当する者とする。

（１） 移住に関する要件については、次に掲げるア及びイの要件に該当すること。

ア　移住前に係る要件は次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 大学等を卒業等する年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。）に設置された校舎、研究所等に原則４年以上在籍し、大学等を卒業等する見込みであること。

（イ） 大学等を卒業等する年度おいて、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

（ウ） 東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定し、かつ、卒業後に当該企業に就職する者であって、本市に移住後５年以上継続して居住する意思を有していること。

（エ） 北杜市地方就職学生支援事業費補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）別紙１北杜市地方就職学生支援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項に誓約し、かつ、申請書別紙２北杜市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いに同意すること。

（オ） 就業開始予定日前１年以内であること。

イ　その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（イ） 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２） 就業に関する要件については、次に掲げるア及びイの要件に該当すること。

ア　就業先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 勤務地が山梨県内に所在すること。

（イ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者又は接待業務受

託営業者でないこと。

（ウ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員と関係のある法人その他団体でないこと。

（エ） 官公庁等（第三セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資により設立される事業者をいう。）のうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。以下同じ。）でないこと。ただし、市長が別に指定する機関は対象とする。

（オ） 交付対象者の３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人その他団体でないこと。ただし、市長が別に指定する場合は対象とする。

イ 就業条件に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 週２０時間以上の無期雇用契約（雇用期間の定めのない労働契約をいう。）に基づいて就業見込みであること。

（イ） 山梨県内の勤務地限定型社員としての採用予定であること。

（３） 移住に関する要件については、次に掲げるア、イ及びウの要件に該当すること。

ア 移住前に係る要件は次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 大学等を卒業等する年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）に設置された校舎、研究所等に原則４年以上在籍し、当該大学等を卒業等していること。

（イ） 大学等を卒業等する年度おいて、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していたこと。

イ 移住後に係る要件は次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 本市に移住していること。

（イ） 本市に５年以上継続して居住する意思を有していること。

（ウ） 次号アの要件を全て満たす企業に就職していること。

（エ） 大学等を卒業等した日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。

（オ） 申請書別紙１北杜市地方就職学生支援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項に誓約し、かつ、申請書別紙２北杜市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いに同意すること。

ウ　その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（イ） 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（４） 就業に関する要件については、次に掲げるア及びイの要件に該当すること。

ア　就業先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 勤務地が山梨県内に所在すること。

（イ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者又は接待業務受託営業者でないこと。

（ウ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員と関係のある法人その他団体でないこと。

（エ） 官公庁等でないこと。ただし、市長が別に指定する機関は対象とする。

（オ） 交付対象者の３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人その他団体でないこと。ただし、市長が別に指定する場合は対象とする。

イ　就業条件に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 週２０時間以上の無期雇用契約であること。

（イ） 山梨県内の勤務地限定型社員であること。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、就職先の企業の採用面接又は採用試験（合同企業面接を除

く。以下「面接等」という。）に要した往復交通費（自家用車を利用した場合を除く。以下「往復交通費」という。）に２分の１を乗じて得た額とする。ただし、就職先の企業から面接等に要した交通費（以下「企業負担交通費」という。）の支給がある場合は、往復交通費から企業負担交通費を控除した額に２分の１を乗じて得た額とする。

２　前項の規定により算定した補助金の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　面接等が２回以上ある場合は、そのうち１回の往復交通費に限り補助金を交付するものとする。

４　補助金の交付は、１人につき１回限りとし、補助金の上限額は、３，８９０円とする。

（交付申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、第３条第１号及び第２号の要件に該当する申請者（以下「在学中申請者」という。）は、大学等を卒業等する年度の１月末日（その日が北杜市の休日を定める条例（平成１６年北杜市条例第２号）に規定する休日である場合は、その翌日とする。）までに、同条第３号及び第４号の要件に該当する申請者（以下「卒業等後申請者」という。）は、大学等を卒業等した日から１年以内かつ就職した日から１年以内の日又は申請する年度の１月末日（その日が休日である場合は、その翌日とする。）いずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（１）　本人確認書類の写し

（２）　交通費の領収書

（３）　在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆し、押印（公印）すること。在学中申請者に限る。）

（４）　大学等を卒業等したことを証する書類（卒業等後申請者に限る。）

（５）　就職先の内定証明書（様式第２号。在学中申請者に限る。）

（６）　就職先の就業証明書（様式第３号。卒業等後申請者に限る。）

（７） 移住前の住所を確認できる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細又は引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金の領収書等）

（８） 振込先の通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号及び口座名義人が確認できるものに限る。）

（９） その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、申請書の提出前に、申請内容について本市に事前に相談を行うものとする。

（交付決定等）

第６条　市長は、前条第１項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について可否を決定したときは、北杜市地方就職学生支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

（交付決定通知書の再交付）

第７条　前条第１項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が交付決定の通知書を受けた後、滅失、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、北杜市地方就職学生支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書再交付申請書（様式第５号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第８条　市長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに北杜市地方就職学生支援事業費補助金交付決定通知書（再交付）（様式第６号）を交付決定者に交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けた場合　全額

（２） 補助金の申請日から１年以内に就職先として申請した内定先企業への就業

を行わなかった場合　全額

（３）　補助金の申請日から１年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に北杜市に住民票がある場合を除く。）　全額

（４）　補助金申請時に就職先として申請した内定先企業に就業してから１年以内に辞した場合（ただし、退職から３箇月以内に第３条第２号に規定する就業に関する要件に該当する別の企業に就業する場合を除く。）　全額

（５）　転入日から３年未満の間に北杜市以外の市区町村に転出した場合　全額

（６）　転入日から３年以上５年以内に北杜市以外の市区町村に転出した場合（ただし、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく住民基本台帳を移動せず、市外へ転出した場合は、転入日又は第３条第１項第２号による企業等への就業開始日のいずれか遅い日を起算日とする。）　半額

（７）　第６条第２項の条件に違反した場合

（８）　第１１条に規定する報告及び調査に応じない場合

（９）　前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めた場合

（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（報告及び調査）

第１１条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に報告を求め、又は職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年７月１日から施行する。

（有効期限）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を

有する。

附　則（令和７年３月２６日告示第５７号）

（施行期日）

１　この告示は令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の北杜市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、施行日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。